

○富士河口湖町地下水保全条例
平成15年11月15日
条例第119号

(目的)

第1条 この条例は、他の法令に特別の定めがあるもののほか、本町内における地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)の規定による温泉を含む。以下同じ。)の枯渇及び汚染等を防止するため、地下水の採取について必要な規制を行うとともに、地下水採取に係る調整を行うことにより良質な地下水資源を保全し、町民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 井戸により採取するすべての地下水資源をいう。
 - (2) 井戸 地下水を採取するための施設をいう。
 - (3) 採取者 次条の規定により許可を受けた者及び第8条並びに第9条の規定により届出をした者をいう。
 - (4) 循環的利用 地下水を井戸のある場所で利用し、利用後の不用となった地下水についても、井戸のある場所で適切に排水処理させることをいう。
- (平24条例29・一部改正)

(地下水の採取の許可)

第3条 本町内で地下水を採取するため井戸(揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときはその断面積の合計)が6平方センチメートルを超えるもの)を掘削する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた井戸のストレーナーの位置を変更し、又はその井戸の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとする者も、同様とする。

2 町長は、前項の許可をするときは、次条に規定する許可基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をすることができない。ただし、町長が公益上必要と認める場合は、この限りでない。

3 国又は県の機関が第1項の規定に該当する行為をしようとするときは、国又は県の機関と町長との協議が成立することをもちて第1項の許可があったものとみなす。

4 町長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

(平24条例29・一部改正)

(許可基準)

第4条 地下水の採取に係る許可基準は、次に定めるところによる。

- (1) 地下水の有効的な利用に支障がないこと。
- (2) 既設の水道水源又は井戸の地下水の採取に影響を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当であること。
- (4) 他の水をもって代えることが困難であること。
- (5) 地下水の利用が循環的利用であること。

2 市町村境界付近の場合は、関係自治体と協議を行うものとする。

(平24条例29・一部改正)

(許可申請)

第5条 第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (2) 地下水の用途及び利用計画等
- (3) 井戸ストレーナーの位置、揚水機の種類、吐出口の断面積及び量水計の設置
- (4) 1日平均採取量
- (5) 掘削深度
- (6) 掘削場所の土地所有者を明らかにする書類及び同意書
- (7) 申請者と利用者との関係等を表す書類
- (8) 申請場所から半径250メートル以内の井戸等の施設を表した図面
- (9) 掘削完成後の利用施設の排水処理方法及び施設等の図面2 前項に規定する申請書には、井戸の設置場所を示す図面その他町長の指定する図書を添付しなければならない。

(許可又は不許可の通知)

第6条 町長は、前条の規定により申請があったときは、60日以内に許可又は不許可の決定をしなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の決定をしたときは、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

(平24条例29・一部改正)

(完成の届出)

第7条 第3条の規定により許可を受けた者及び次条の規定により届出をした者は、井戸が完成した日から15日以内に町長に届出書を提出し、その検査を受けなければならない。

(地下水採取の届出)

第8条 本町内で地下水を採取するため井戸(揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときはその断面積の合計)が6平方センチメートル以下のもの)であって、かつ、第4条の許可基準に適合するものに限る。)を掘削しようとする者は、あらかじめ第5条に規定する事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

(平27条例13・一部改正)

(経過措置)

第9条 この条例の施行の際、現に地下水を採取するため井戸を使用している者又は井戸を掘削している者は、この条例施行後90日以内に第5条第1項に規定する事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届け出た者のうち、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときはその断面積の合計)が6平方センチメートルを超えるものを使用している者又は掘削している者は、第3条第1項の許可を受けたものとみなす。

(平24条例29・一部改正)

(氏名等の変更の届出)

第10条 採取者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合においては、その変更のあった日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(許可及び届出の承継)

第11条 採取者から許可及び届出施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る採取者の地位を承継する。

2 採取者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、採取者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(平24条例29・一部改正)

(許可の失効)

第12条 採取者が受けた許可につき、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該許可は、その効力を失う。

- (1) 許可施設を廃止したとき。
- (2) 許可後6月を経ても着工しないとき。
- (3) 許可の用途を変更するとき。
- (4) 許可の揚水量を超過するとき。

2 採取者は、前項に該当する日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。同項第1号の規定により廃止したときは、原状に回復しなければならない。

(平24条例29・一部改正)

(許可の取消し等)

第13条 町長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 町長は、第3条第1項の規定に違反して許可を受けずに採取している者又は同条第4項の規定により付した条件に違反した者に対し、当該施設による地下水の採取を停止し、又は相当の期限を定めて、当該施設のストレーナーの位置を変更することその他その違反を是正するため、期限を定めて必要な措置を採ることを命ずることができる。

3 町長は、予想することができなかつた特別の事情の発生により、地下水の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、採取者に対し、相当の期間を定めて地下水の採取を制限することができる。

(協定の締結)

第14条 町長は、第3条の許可に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請者と地下水保全のための協定を締結するものとする。

- (1) 工業用の冷却水又は洗浄水として地下水を使用する場合
- (2) 特別地域内に新たに井戸を設置し地下水を採取する場合
- (3) その他町長が特に必要と認める場合

(平24条例29・追加)

(審議会)

第15条 地下水の保全に関する重要事項を調査審議するため、富士河口湖町地下水保全審議会(以下「審議会」と

いう。)を置く。
(平24条例29・旧第14条線下)

(任務)

第16条 審議会は、この条例に規定されているもののほか、地下水の保全について、町長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(平24条例29・旧第15条線下)

(組織)

第17条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、議会議員、学識経験を有する者を、各水道事業区域からそれぞれ町長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、議会議員のうちから委員に委嘱され、又は任命された者がその職を離れたときは、同時に委員の任を終えるものとする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例29・旧第16条線下・一部改正)

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平24条例29・旧第17条線下)

(会議)

第19条 審議会は、必要に応じ町長が招集する。ただし、定数の半数以上の委員から審議会招集の請求があったときは、町長はこれを招集しなければならない。

2 審議会の会議は、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平24条例29・旧第18条線下・一部改正)

(立入調査等)

第20条 町長は、この条例を施行するため、地下水採取者から井戸に関する資料を提出させ、又は必要な限度において職員をして当該土地に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(平24条例29・旧第19条線下)

(勧告)

第21条 町長は、地下水の保全上必要があると認めるときは、採取者又はその代理者に対し期限を定めて必要な措置(採取行為の一時停止を除く。)を採るよう勧告することができる。

(平24条例29・旧第20条線下)

(措置命令)

第22条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置を怠ったときは、期限を定めて当該措置を採るべきことを命令することができる。

(平24条例29・旧第21条線下)

(措置の届出)

第23条 第21条の規定による勧告又は前条に規定する命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置を採ったときは、7日以内に町長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(平24条例29・旧第22条線下・一部改正)

(停止命令)

第24条 町長は、第22条の規定により命令を受けた者が当該命令に従わないときは、必要な限度において期限を定めて採取行為の一時停止を命令することができる。

(平24条例29・旧第23条線下・一部改正)

(弁明の機会)

第25条 町長は、第13条第2項、第22条並びに前条の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受ける者又はその代理者に対し期限を定めて弁明の機会を与えなければならない。

(平24条例29・旧第24条線下・一部改正)

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(平24条例29・旧第25条線下)

(罰則)

第27条 第13条第2項、第22条及び第24条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の規定に違反した者

(2) 第7条、第8条、第9条第1項、第10条及び第12条第2項の規定に違反して地下水を採取した者又は虚偽の届出をした者

(3) 第13条第1項に規定する偽りその他不正な手段により許可を受けた者

(4) 正当な理由がないのに第20条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(平24条例29・旧第26条線下・一部改正)

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(平24条例29・旧第27条線下・一部改正)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月15日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の河口湖町地下水保全条例(昭和63年河口湖町条例第1号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附則(平成24年条例第29号)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附則(平成27年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。